

## 所得制限額

(単位：円)

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人以降の 加算額 (1人につき)
本人の 所得額	3,604,000	3,984,000	4,364,000	380,000
配偶者及び 扶養義務者の 所得額	6,287,000	6,536,000	6,749,000	213,000

上記、限度額に加算されるもの

## ○本人の所得

- ・扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円
- ・扶養親族等に、特定扶養親族があるときは、1人につき250,000円

## ○配偶者・扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）

- ・扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

所得の計算は、概ね次のようになります。（控除の取扱は、所得税、住民税とは異なります。）

## 控除の内容

- ・障害者1人につき・・・27万円
- ・特別障害者1人につき・・・40万円
- ・寡婦（夫）・・・27万円（寡婦特例 35万円）
- ・勤労学生・・・27万円
- ・配偶者特別控除額・・・相当額
- ・医療費控除、雑損控除、小規模企業共済等掛金控除・・・相当額
- ・社会保険料控除

本人の所得の場合・・・相当額

配偶者及び扶養義務者の所得の場合・・・8万円